

木曾岬すくすく給食特区

都道府県名：

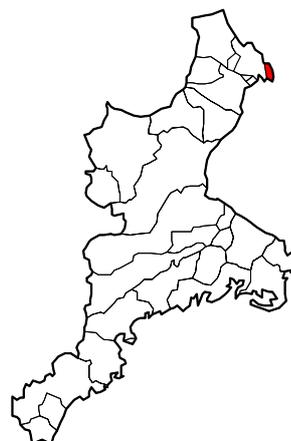
三重県

申請主体名：

木曾岬町

区域の範囲：

三重県桑名郡木曾岬町の全域



特区の概要：

木曾岬町では、幼児数が減少しており、保育園と幼稚園に分かれた少人数の保育・教育形態が成り立ちにくくなっている。幼児期は、人間形成の基礎づくりにおいて重要な時期であり、子供達の集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育ませることが大切である。このため、町内の保育園児、幼稚園児が同一の給食を食することにより、共通の話題を生むなど、楽しく食べる体験を通じ、食への関心を育むことにより食育の充実を図る。

適用される規制
の特例措置：

・公立保育所における給食の外部搬入容認

